

日本法制史

男正 編
秀英
竹英
大牧



青林双書

日本法制史

男正 秀英 編
大牧 英

著者 正夫 治男 久浩 佑作 夫
筆 英 津良 秀明 之開 三
執 牧 利井 大藤 鎌山 熊石
光ヶ竹 原田 永 中 谷 川
(執筆順)



青林双書

〔執筆 者〕

井ヶ田良治	同志社大学教授
石川一三夫	中京大学教授
大竹 秀男	神戸大学教授
鎌田 浩	熊本大学教授
熊谷 開作	大阪大学教授
藤原 明久	神戸大学助教授
牧 英正	大阪市立大学教授
山中永之佑	大阪大学教授
利光三津夫	慶応大学教授

(50音順)

日本法制史

青林双書

昭和50年 4 月25日 初版第 1 刷発行
昭和58年 3 月30日 初版第16刷発行

検 印
廃 止

編 者 大 竹 秀 男
牧 英 正
発行者 逸 見 俊 吾

発行所 株式会社 青林書院新社

〒113 東京都文京区西片 1-3-17

電話 東京 03(815)5897 振替 東京 1-16920

印刷／港北出版印刷・製本／古賀製本 ©1975

(分)1332(製)04170(出)3862

はしがき

慣用の「日本法制史」の語をもって表題とするが、「日本法史」といっても同じである。本書の目的は日本民族を規制してきた法の構造と機能を各時代において明らかにし、その変動の歴史を概説することにある。

法は歴史的な社会の文化的所産であって、それぞれの社会に対応するものである。しかし他方、法には多分に技術的な要素があり、また法はその属性として安定を要求する。したがって、法は社会の変動そのものとのあいだに或る間隙をもつのがつねである。ここに法の歴史には、政治史や社会史や経済史とは異なった特殊性が存する。本書の叙述において、時代的な法の変化と政治的・経済的諸条件との関連にもふれるが、それぞれの社会の実定法秩序そのものおよび法制度の連続面と非連続面を明らかにしようとしたことは、この理由によるものである。

概説書には、教室で講義のさいに使用するものと、一般の読者に供するものと別があろう。講義のかたわら用いるためならば、極端に言えば史料集にちかい内容であってもよいわけであるが、一般の読者を対象とするならば、教室で口頭で述べるところが主にならなければならないであろう。その点、本書は二兎を追っている。ある程度、原文の引用をしているのもそのためである。執筆にあたっては、基本的と考えられる事項は一応おさえ、また論議のある点には言及し、今日の研究の水準をフォローする

よう心がけられている。

本書は、別記するように九名が分担執筆している。項目の大綱は編集者が設定し、それにしたがって執筆を依頼した。一本にまとめるにあたり、若干の調整は試みたが、なにぶんにもそれぞれに個性をもつ執筆者であり、その間、種々の点でいくぶんの差異をまぬかれない。歴史上の理論は、所詮、どのように理解すればもろもろの事象をよく説明し得るかという、仮説なのである。そのことは諒とされたい。

時代区分は、歴史のとらえ方の本質にかかわる問題である。多言はさけるが、ここでは歴史における法制史の特殊性を考慮して、後に示すような構成をとった。ただ、第六章近代法については一言しておかなければならない。明治憲法制定の年と第二次大戦勃発の年とを時代の画期として、近代国家法体制の準備期・確立期・動揺期に三区分し、通常崩壊期とされている満州事変以降の法の変化については、動揺期のなかにふくめて叙述することにした。

本書は企画をたててから、この種の企画としては非常な短期間で刊行のはこびとなった。各執筆者には過度の集中的作業を強いざるを得なかった。それにもかかわらず、全執筆者の協力により、内容も大方の批判に耐えうるものとなり、ここに今日までの日本法史研究の成果をコンパクトな概説書としてまとめあげて日本法史研究者の用に供することができるようになったのは、編集責任者としての冥利につきるものである。

本書の刊行に多大の協力を寄せられた逸見俊吾氏はじめ青林書院新社の各位、とくに同社編集部足助

正策・岡本進の両氏にたいして全執筆者に代わって感謝の意を表したい。

昭和五〇年一月

大竹 秀男
牧 英正

[執筆分担]

第1章 氏族法	牧
第2章 律令法	
第1節～第4節	牧
第5節～第8節	利 光
第9節	井ヶ田
第3章 鎌倉・室町幕府法	
第1節～第4節	井ヶ田
第5節	大 竹
第6節	藤 原
第7節	牧
第4章 分 国 法	藤 原
第5章 幕 藩 法	
第1節・第2節	鎌 田
第3節	牧
第4節・第5節	鎌 田
第6節	大 竹
第7節 I	牧
II～III	鎌 田
第8節	大 竹
第9節	牧
第10節	藤 原
第6章 近 代 法	
第1節 I	山 中
II～VI	大 竹
VII	牧
VIII	藤 原
IX～X	熊 谷
第2節 I～II	山 中
III～VII	熊 谷
VIII～IX	山 中
X～XI	大 竹
第3節 I	山 中
II～III	石川・大竹
IV	山 中
V～IX	石川・大竹

目次

はしがき

第一章 氏族法

第一節 国家の成立

I 邪馬台国

II 大和朝廷

III 推古朝

第二節 法と慣習

I 法と宗教

II 氏と家族

III 財産

第二章 律令法

第一節 大化改新

第二節 大陸法の継受

I 律令の編纂

II 格と式	三
III 律令学	四

第三節 統治組織	五
----------	---

I 天皇	五
II 中央官制と地方制度	七
III 軍事・警察制度	三

第四節 社会身分	三
----------	---

I 有位者	四
II 百姓と雑色人	五
III 賤	六

第五節 律令的臣民・土地制度	六
----------------	---

I 公地公民制	六
II 戸籍・計帳	四
III 土地制度と班田制	四
IV 公民の負担	九

第六節 親族と相統	五
-----------	---

I 親族	五
II 親子	七
III 結婚と離婚	九
IV 相統	五

第七節 犯罪と刑罰……………七〇

Ⅰ 律の思想的背景……………七〇

Ⅱ 犯罪……………七三

Ⅲ 刑罰……………七六

Ⅳ 律以後の変化……………八二

第八節 裁判制度……………八五

Ⅰ 裁判機関……………八五

Ⅱ 訴訟と断罪……………八七

Ⅲ 令制裁判手続以降の変化……………九六

第九節 荘園制……………一〇〇

Ⅰ 荘園制の起源……………一〇〇

Ⅱ 不輸不入の特権……………一〇三

Ⅲ 領主・荘官・荘民……………一〇四

Ⅳ 荘園制の崩壊……………一〇六

第三章 鎌倉・室町幕府法

第一節 封建制の成立……………一〇七

Ⅰ 封建制の起源……………一〇七

Ⅱ 御恩と奉公……………一一〇

III 社会身分……………	二三
第二節 統治の組織……………	二五
I 將軍と幕府……………	二五
II 守護・地頭・探題……………	二六
III 郷と惣……………	二三
第三節 式目と追加……………	二三
I 武家の慣習と「道理」……………	二三
II 御成敗式目の成立……………	二四
III 追加法……………	二七
第四節 土地制度……………	二六
I 職と知行……………	二六
II 土地の売買と質入……………	二三
第五節 親族と相統……………	二五
I 家門と家……………	二五
II 親子……………	二七
III 結婚と離婚……………	二六
IV 相続……………	二五
第六節 取引法……………	二四
I 取引法の發達……………	二四

II 為替	一四
III 座	一四

第七節 裁判制度と刑法	一四
-------------	----

I 裁判所	一四
II 裁判手続	一四
III 武家の刑法	一五

第四章 分 国 法

第一節 大名領国制	一五
-----------	----

I 守護領国制	一五
II 戦国大名領国制	一五

第二節 分国法典	一五
----------	----

第三節 分国法の特徴	一六
------------	----

第五章 幕 藩 法

第一節 幕藩体制	一六
----------	----

I 封建制の再編	一六
II 幕藩統治組織	一七
III 町村自治	一七
IV 検地と貢租	一七

第二節 幕藩法と自治規約……………一七

I 幕府法……………一六

II 藩法……………一五

III 町村法……………一六

IV 仲間法……………一六

第三節 社会身分……………一三

第四節 親族法……………一六

I 家……………一六

II 夫と妻妾……………一六

III 親と子……………一六

IV 当主と家族……………一六

V 同姓と親類……………一六

第五節 相続法……………一四

I 武士の相続……………一四

II 農民の相続……………一六

III 町人の相続……………一七

第六節 土地法……………一六

I 土地の所持……………一六

II 割地と入会……………一六

III 土地の売買……………一三

IV	土地の貸借	103
V	土地の担保	104
第七節	取引法	107
I	雇用	107
II	金銭貸借	111
III	身代限と分散	114
第八節	商 事 法	115
I	商人と仲間	115
II	商事売買	117
III	手 形	118
IV	海 損	120
第九節	刑 事 法	121
I	犯罪と刑罰	121
II	行刑制度	126
第一〇節	訴訟手続	126
I	訴訟の類型	126
II	出入筋の手続	130
III	吟味筋の手続	131

第六章 近代法

第一節 近代法体制準備期……………三三

I 集権的国家機構の形成……………三三

II 戸籍制度の整備……………三六

III 「家」制度と家族法……………三六

IV 土地制度の改革と土地法……………三七

V 取引関係の民事立法……………三六

VI 殖産興業の立法……………三七〇

VII 刑法の制定……………三七七

VIII 訴訟手続の整備……………三八三

IX 憲法典の編纂……………二六六

X 私法法典の編纂……………二六九

第二節 近代法体制確立期……………二九三

I 明治憲法の成立……………二九三

II 天皇制国家機構の確立……………二九四

III 法典論争……………三〇一

IV 明治民法の成立……………三〇七

V 民法の付属法と特別法……………三〇〇

VI 明治商法の成立……………三三三

VII 商法の改正……………三三四

参考文献

Ⅷ	産業立法	三二五
Ⅸ	工場法の制定	三八
X	刑法の改正	三〇
XI	裁判手続法の制定	三三
第三節	近代法体制動揺期	三八
I	国家機構の変化	三六
II	民法改正と民事立法	三四
III	商法改正と商事立法	三四三
IV	産業立法	三四五
V	社会立法	三五二
VI	刑法改正の審議	三五四
VII	民事訴訟法の改正と破産法の制定	三五五
VIII	刑事訴訟法の改正と陪審法の制定	三五六
IX	国家主義統制立法	三五六

青林双書
日本法制史